

今月的那須町消防団

○消防団通常点検を実施します

通常点検とは災害発生時に円滑な活動を行うため、各種点検を実施するものです。町の全地区から消防団員・消防車両を集結させ、ポンプ車などの機械器具点検や、団員の統率を図るための規律訓練を点検します。

どなたでも観覧できますので、お越しください。

なお、当日は役場付近の道路において、車両パレードおよび分列行進を実施します。

※交通規制にご協力をお願いします。

▼日時 10月25日(日) 午前8時～

▼場所 黒田原小学校(雨天時は那須町スポーツセンター)



▼問合せ 那須町消防団事務局
(那須消防署内) ☎725923

臨時福祉給付金の申請を受付けています

町では、臨時福祉給付金の支給対象になると思われる方へ、申請書を発送しました。

忘れずにお手続きしてください。

《臨時福祉給付金の内容》

▼支給対象者 支給対象者は、次の要件をすべて満たす方です。

- ・平成27年1月1日時点で、那須町に住民票のある方。
- ・平成27年度町民税(均等割)が課税されていない方。
- ・課税されている方の扶養親族等でない方。
- ・生活保護の受給者でない方。

▼給付額 1人につき6,000円(1回のみ支給)

▼申請期間 9月24日～平成28年1月4日

▼支給日 申請を受け付けてから、概ね1カ月後に支給される予定です。

▼その他

- ・申請書が届いても、支給の対象にならない場合があります。
- ・支給対象者の要件をすべて満たすにもかかわらず、申請書が届いていない場合は、お手数ですが、お問い合わせください。

▼問合せ 総務課総務防災係
☎726901



自転車運転中の携帯電話やイヤホン等の使用が禁止されました

平成27年9月1日から栃木県道路交通法施行細則が一部改正され、左記のような自転車運転中の危険な行為が法律により明確に禁止されました。

※違反した場合は、5万円以下の罰金になります。

平成27年6月1日から自転車運転中に危険なルール違反(次の①～⑭の危険行為)をくり返すと「自転車運転者講習」を受けなければなりません。

※受講命令に違反した場合は、5万円以下の罰金になります。

携帯電話で通話しながら運転する行為



携帯電話等の画像を注視しながら運転する行為



大音量でイヤホン等を使用して運転する行為



自転車講習の対象となる危険行為

- ① 信号無視
- ② 遮断踏切立入り
- ③ 指定場所一時不停止等
- ④ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑤ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- ⑥ 酒酔い運転
- ⑦ 通行禁止違反
- ⑧ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- ⑨ 通行区分違反
- ⑩ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑪ 交差点優先者妨害等
- ⑫ 交差点安全進行義務違反等
- ⑬ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑭ 安全運転義務違反